

同等品を選定する場合の手続きについて

鳥獣被害対策物品（大型遠隔操作檻）仕様書に記載した物品のうち、仕様欄に「同等以上の品物」と記載のある物品については、同等以上の品物（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品を選定する場合、次の手順により事前に、下記事務局へ同等品の確認をして下さい。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・仕様等が同等以上である物をいいます。

2 同等品の確認方法

同等品により入札に参加する場合、次の書類を下記の事務局(農林課)へメールまたはFAXにて提出して下さい。

(1)同等品確認書

(2)同等品候補の掲載されたカタログ等資料（コピー）

3 「同等品確認書」提出期限

令和7年7月2日（水）17時

4 同等品の可否決定について

同等品の可否決定は、同等品確認書の「確認」欄に、「○」（可）または「×」（不可）を記入し、令和7年7月4日（金）17時までにメールまたはFAXにて通知します。

なお、この同等品確認において「可」と認められた品物は、入札参加業者全員に、上記の通知とは別にメールまたはFAXにて案内します。

注) 事前に確認を受けていない同等品を見積もった場合、その物品で契約を締結あるいは発注することが出来ない場合がありますので、必ず事前に確認して下さい。

加茂市鳥獣被害防止対策協議会

事務局：加茂市役所農林課

T E L : 0256-52-0080

F A X : 0256-53-4679

M a i l : norin@city.kamo.niigata.jp